

初回限定価格（割引価格）の購入に注意しましょう！

その契約は



- 定期購入の契約ではありませんか？
- 自動的に2回目が届く契約ではありませんか？
- 2回目以降の金額は高額ではありませんか？

事例1

スマホの広告を見て初回500円、いつでも解約OKと、書かれたダイエットサプリを購入した。翌月に2回目が届く。翌月以降は定価で2個ずつ購入が条件だった。解約しようと事業者に連絡したが電話が全くつながらない。

事例2

テレビで話題の育毛剤。初回半額の広告に惹かれ購入、1回だけと思っていたら2回目が届き、定期購入とわかった。金額も初回より高額だった。

解約
できない！



「初回限定価格」「お試し価格」などの表示ばかり強調する広告は要注意！



トラブル防止のポイント

- 1回限りの購入か？継続的な購入か？確認！
- 割引価格で購入するための条件はないか（例：3回受取必須など）？確認
- 総額支払いはいくらになるのか？確認！
- 解約する方法は電話？メール？電話連絡はつくか？確認！
（通信販売にクーリング・オフ制度はありません）

「この契約大丈夫？」「これって怪しい？」など不安な時は相談しよう！

当別町消費生活相談窓口

☎ 0133-23-3209

当別町役場1F（平日午前8時45分～午後5時15分）



▲
過去の見守り情報